

- 1 監査の対象 生活環境部  
環境企画課、環境整備課、廃棄物対策課、  
生活排水対策室（排水対策課、下水道施設課、下水道建設課）、  
環境監視センター、下水道管理事務所
- 2 監査実施期間 平成24年8月23日から平成24年12月21日まで  
なお、当該期間中に監査委員の退任及び就任があり、平成24年9月30日  
までは酒井光一郎前監査委員及び大平洋夫前監査委員が、同年10月4日以後  
は塩田美枝子監査委員及び佐藤和美監査委員が監査を執行した。
- 3 監査の範囲 平成24年4月1日から平成24年7月31日までに執行された財務事務等に  
係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。
- (1) 予算の執行
  - (2) 収入事務
  - (3) 支出事務
  - (4) 契約事務
  - (5) 財産管理事務
  - (6) その他
- 4 監査の方法 部次長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、  
事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取  
を行った。  
また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加  
え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。
- 5 監査の結果 財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、  
次のとおり一部に改善を要する事項等が認められたので、内容を十分把握し、  
それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。  
なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、  
口頭で留意又は改善を促した。

## ＜是正改善を要する事項＞

### 1 契約事務（その1）

競争入札が不調となった工事案件について、地方自治法施行令の規定（第167条の2第1項第8号）を適用し随意契約により契約を締結しているが、同令の規定により、当初競争入札に付すときに定めた予定価格を変更することができないとされているにもかかわらず、予定価格を変更していた。

- 事例1（公共下水道災害復旧工事）
  - ・ 当初入札執行時（平成24年3月） 予定価格 64,764,000円
  - ・ 随意契約締結時（平成24年5月） 予定価格 65,593,500円
  
- 事例2（公共下水道災害復旧工事）
  - ・ 当初入札執行時（平成23年12月） 予定価格 3,517,500円
  - ・ 随意契約締結時（平成24年5月） 予定価格 4,977,000円

（下水道施設課、下水道管理事務所）

#### 地方自治法施行令

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(7) (略)

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) (略)

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

## 2 契約事務（その2）

土地の賃貸借契約において、賃借料の年額を定め、期間を3年とする契約を締結しているが、複数年契約を締結するために必要な措置が講じられていない例が認められた。

（環境整備課）

※ 電柱架空線敷の土地に係る賃貸借契約であるが、本契約では、契約締結（更新）に伴い次年度以降の賃借料を支払うための予算措置義務が発生することから、契約に当たっては、あらかじめ地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為の措置を講じておくか、又は同法第234条の3に規定する長期継続契約を適用し、作成する契約書において次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付解除条項」を設け、次年度以降の予算措置義務を回避する必要があるが、本件では、いずれの措置も講じられていない。

## 〈意見又は要望とする事項〉

### 1 緊急の必要性を理由として実施した随意契約について

下水道管理事務所においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した下水道施設に係る応急的な対応を緊急に行うことを理由として、平成24年4月以降において、監査した中で17件にわたる工事請負契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定を適用し、随意契約の方法により契約締結がなされている。しかしながら、震災発生後1年以上を経過する時期において、施設の被災状況と工事対応の必要性を認識した時点の明示もなく同号を理由とした随意契約を行うことは、客観的にみて疑問を生じさせるものであり、これに対する具体的かつ十分な説明も記載されていない。

震災発生以来、限られた人員体制により次々と発生して山積する業務に対応を迫られる状況にあったことや、復旧・復興事業の集中に伴う深刻な人員不足等により請負業者の選定にすら困難を極めたという事情があったことは理解するものであるが、同じく当該事務所において競争入札を実施している災害復旧工事案件（結果として落札者がなく随意契約となっている）もあることから、組織として統一的に適正な対応を実施すべきであったものと考えられる。

なお、予定価格が130万円を超えない工事請負契約については、同令第167条の2第1項第1号及び市財務規則第128条第1号の規定に基づき、随意契約（いわゆる少額随意契約）が可能となっているが、今回指摘した17件の契約の中にも少額随意契約の対象となる契約が多数あった。

担当部署は、施行令第1号（少額随意契約）に該当することを知りながら敢えて施行令第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）を随意契約の理由として選択したものであるが、通常、施行令第1号に該当する場合は、それ以外の各号に規定する要件について判断する必要はなく、それ以外の各号に基づき随意契約を行う場合は、第1号の規定に基づき規則で定められた金額を超えるものについて判断するという解釈がなされており、今後の事務処理にあたり十分留意されたい。

（下水道管理事務所）

### 2 長期継続契約の適用について

下水道賦課支援システム機器賃貸借及びパーソナルコンピュータ貸借（入札管理システム）に係る契約事務において、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、平成21年11月に契約事務の効率化等を目的として「いわき市長期継続契約に関する条例」が施行されており、電子計算機等の賃貸借に関して長期継続契約の適用が可能となっていることから、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。

（排水対策課）